

証券コード：4635

第154回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2026年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所 | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
アートホテル日暮里ラングウッド
2階 「朱鷺の間」

議案	議案	内容
第1号議案	剰余金の処分の件	
第2号議案	取締役6名選任の件	
第3号議案	補欠監査役1名選任の件	
第4号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	

TOKYOink
東京インキ株式会社



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/4635/>





Our Purpose

「伝える」「彩る」「守る」ことで、 豊かな未来を実現する

伝える

人と人との間をつなぎ、「伝える」ことで、
これからも暮らしに貢献していきます。

彩る

身の回りを「彩る」ことで、
これからも我々の生活を豊かにしていきます。

守る

地球や我々の生活を「守る」ことで、
これからの社会に貢献していきます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは『「伝える」「彩る」「守る」ことで、豊かな未来を実現する』をパーパス（存在意義）に掲げております。色彩を軸に、インキやプラスチックに代表される化学品を扱う当社グループは暮らしの中でなくてはならない製品を提供し続けてまいりました。現在の地球環境やライフスタイルの変化に対応し、これからも人々の生活の質の向上・充実のための「伝える」製品、「彩る」製品および気候変動、食品ロスなどの社会課題を解決するための「守る」製品を提供し続けることで、2030年に目指す姿である「持続可能な価値を提供し続ける企業グループへ」の実現を目指してまいります。

現在進捗中の中期経営計画「**TOKYOink 2027**」を確実に進捗させることで、当社グループの成長に必要な変革を加速させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長

堀川 聡



株主各位

(証券コード4635)

2026年6月8日

東京都北区王子一丁目12番4号TIC王子ビル

東京インキ株式会社

代表取締役社長 堀川 聡

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第154回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社株主総会関連情報ページ

https://www.tokyoink.co.jp/ir/ir_library/general_meeting_document/



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4635/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東京インキ」または「コード」に当社証券コード「4635」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

（書面・インターネットによる議決権行使方法は5頁から6頁をご参照ください。）

敬 具

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号 アートホテル日暮里ラングウッド2階 「朱鷺の間」
3. 目的事項 報告事項 1. 第154期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第154期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください
ますようお願い申し上げます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成
の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた
株主さまに対してお送りする書面には記載しておりません。
・連結計算書類の「連結注記表」
・計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監
査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載しております電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおい
て、その旨、修正前および修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。
- ◎会場での配慮が必要な方は、準備の都合上2026年6月17日（水曜日）までに後記「株主総会会場ご案内図」の問合せ
先までご連絡ください。



2026年3月期決算につきまして、以下の当社ホームページにて、2026年6月2日（火曜
日）に開催する当社決算説明会に関する資料・動画の掲載を予定しておりますので、ご活用
ください。

決算説明会資料・動画
https://www.tokyoink.co.jp/ir/ir_library/briefing/

<インターネットによる事前質問の受付>

株主の皆様からのご質問を以下のウェブサイトで事前に承っておりますので、ご活用くださ
い。なお、株主の皆様からのご関心が高い事項に関するご質問につきましては、株主総会当
日に会場にて回答させていただきます。



受付期限：2026年6月15日（月曜日）午後5時30分入力分まで
受付URL：https://links-v.pdcp.jp/4635/2026/tokyoink/
ログイン方法：IDは「株主番号9桁」、
パスワードは「株主さまのご登録住所の郵便番号7桁」となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

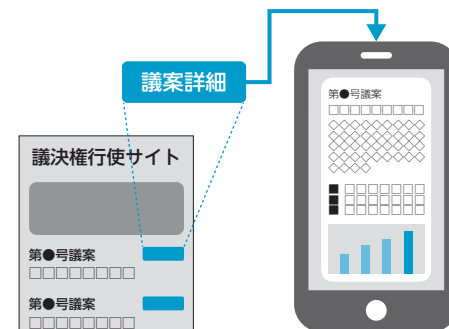
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

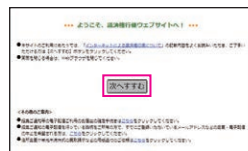
スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

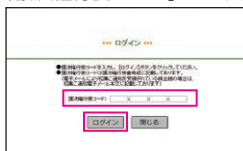
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

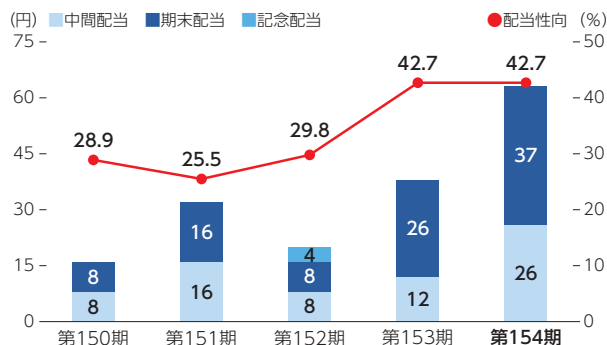
第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金額につきましては、配当方針および当期業績を鑑み、1株当たり37円といたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 37円 配当総額は 462,320,402円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日

■ (ご参考) 1株当たり配当金／連結配当性向



■ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値を中長期的に高めるために、持続的な成長が必要と考え、「資本効率の向上」、「強固な財務基盤の確保」、「株主還元」の3つのバランスを取ることを資本政策の基本としており、安定的かつ継続的な配当実施を基本方針としております。この基本方針を前提とし、配当性向40%以上またはDOE1.0%以上とする配当方針を策定しております。

(注) 2026年1月1日付で1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第150期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第153期以前の1株当たり配当金額を遡し修正しております。

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会 出席状況
1	ほり かわ さとし 堀川 聡	再任 代表取締役社長・社長執行役員	17回／17回 (100%)
2	うら た ひろ ゆき 浦田 浩之	再任 取締役・常務執行役員事業ポートフォリオ戦略推進室長 兼 開発部長、生産・技術部門管掌	17回／17回 (100%)
3	なか むら しん じ 中村 真次	再任 取締役・常務執行役員管理部門長、IR統括	17回／17回 (100%)
4	さ さ き よし のり 佐々木 善則	新任 執行役員営業部門化成成品営業本部長	—
5	た じ つかさ 田地 司	再任 独立 社外 社外取締役	17回／17回 (100%)
6	お ぐり みち の 小栗 道乃	再任 独立 社外 社外取締役	17回／17回 (100%)

再任 再任取締役

新任 新任取締役

社外 社外取締役

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

堀川 聡 (ほりかわ さとし)

再任



生年月日
1963年3月13日

所有する当社の株式数
61,600株

取締役会出席状況
(当事業年度)
17回／17回
(出席率100%)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1987年 4月	当社入社	2016年 4月	同取締役・常務執行役員営業部門副部門長
2006年 8月	同貿易部長		兼化成品事業統括
2009年10月	同営業部門化成品営業本部長兼化成品営業第1部長	2017年 7月	同取締役・常務執行役員社長室長兼営業部門副部門長
2010年 7月	同執行役員営業部門化成品営業本部長	2019年 4月	同取締役・常務執行役員営業部門長兼社長室長
2014年 6月	同取締役・執行役員営業部門化成品営業本部長	2020年 6月	同代表取締役社長・社長執行役員 (現在)
2015年 4月	同取締役・常務執行役員化成品事業統括		

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、第148回定時株主総会後より代表取締役社長として、当社グループを牽引し、営業部門、海外事業、経営管理に関して豊富な経験と知識を兼ね備えており、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

浦田 浩之 (うらた ひろゆき)

再任



生年月日
1966年4月27日

所有する当社の株式数
29,500株

取締役会出席状況
(当事業年度)
17回／17回
(出席率100%)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1989年 4月	当社入社	2023年 4月	同取締役・常務執行役員生産・技術部門長兼第2生産・技術本部長
2016年 7月	同開発・技術部門技術第3部長	2024年 7月	同取締役・常務執行役員生産・技術部門長兼事業ポートフォリオ戦略推進室長
2018年 4月	同執行役員開発・技術部門技術第3部長	2024年10月	同取締役・常務執行役員事業ポートフォリオ戦略推進室長・生産・技術部門管掌
2018年 7月	同執行役員生産部門大阪工場長兼福岡工場長	2025年 4月	同取締役・常務執行役員事業ポートフォリオ戦略推進室長兼開発部長・生産・技術部門管掌 (現在)
2020年 4月	同執行役員生産部門副部門長兼大阪工場長兼福岡工場長		
2021年 1月	同執行役員生産部門副部門長		
2021年 6月	同取締役・常務執行役員生産・技術部門長兼第2生産・技術本部長兼購買部長		

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、生産、開発・技術等に関して豊富な経験と知識を兼ね備えており、また、当社の重要課題である事業ポートフォリオ変革に向けた取り組みを推進し、経営層へ適切に報告・説明していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

中村 真次 (なかむら しんじ)

再任



生年月日

1971年11月18日

所有する当社の株式数

8,300株

取締役会出席状況

(当事業年度)

17回／17回

(出席率100%)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1995年 4月	当社入社	2024年 6月	同取締役・常務執行役員管理部門長兼理財部長
2016年 8月	同生産部門企画管理部部长	2024年 7月	同取締役・常務執行役員管理部門長
2018年 1月	同管理部門理財部長	2024年10月	同取締役・常務執行役員管理部門長、IR統括(現在)
2021年 6月	同執行役員管理部門副部門長兼理財部長		
2023年 4月	同執行役員管理部門長兼理財部長		

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、企業会計、経営管理、コンプライアンス等に関して豊富な経験と知識を兼ね備えており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

佐々木 善則 (ささき よしのり)

新任



生年月日

1968年9月3日

所有する当社の株式数

12,500株

取締役会出席状況

(当事業年度)

—

▶ 略歴、当社における地位および担当

1991年 4月	当社入社	2023年 4月	同執行役員(出向)東京インキ(タイ)株式会社取締役社長
2005年 8月	同営業部門大阪支店化成品営業第2部課長	2024年 4月	同執行役員営業部門化成品営業本部長(現在)
2010年 1月	同(出向)東京インキ(タイ)株式会社取締役社長		

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、営業、マーケティング、海外事業等に関して豊富な経験と知識を兼ね備えており、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、新任の取締役候補者となりました。

候補者番号 5

田地 司 (たじ つかさ)

再任

社外

独立



生年月日
1955年11月26日

所有する当社の株式数
600株

取締役会出席状況
(当事業年度)
17回／17回
(出席率100%)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1979年 4月	株式会社保谷硝子（現 HOYA株式会社）入社	2013年 4月	同常務執行役員購買物流部、化学品事業部、繊維事業部、担当
1981年 7月	チッソ株式会社（現 JNC株式会社）入社		JNC石油化学株式会社代表取締役社長
2006年 7月	台湾智策股份有限公司総経理	2016年 6月	JNC株式会社取締役常務執行役員
2010年 4月	JNC株式会社経営企画室執行役員経営企画室長	2017年 4月	日本ポリプロ株式会社代表取締役副社長
2011年 4月	同国際部兼務執行役員国際部長	2021年 3月	同退任
		2022年 6月	当社社外取締役（現在）

▶ 重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、複数の事業法人において、企業経営に携わった実績があり、それにより培われた豊富な経験と知見を有しております。加えて海外事業に関する専門的な視点から、経営全般に対して助言、指導いただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が再任された場合には、当該知見を活かして、指名委員会および報酬委員会の委員として助言をいただく予定です。

候補者番号 6

小栗 道乃 (おぐり みちの)

再任

社外

独立



生年月日
1967年5月16日

所有する当社の株式数
400株

取締役会出席状況
(当事業年度)
17回／17回
(出席率100%)

▶ 略歴、当社における地位および担当

2006年10月	第一東京弁護士会登録 安西法律事務所入所 (現在)	2016年 3月	株式会社アルプス技研 社外取締役
		2018年 3月	同退任
		2023年 6月	当社社外取締役（現在）

▶ 重要な兼職の状況

安西法律事務所弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が再任された場合には、当該知見を活かして、指名委員会および報酬委員会の委員長を務めていただく予定です。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、上記の理由により引き続き社外取締役候補者として適任であると判断しております。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.佐々木善則氏は、新任の取締役候補者であります。
- 3.田地司、小栗道乃の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 4.田地司、小栗道乃の両氏は、当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりとなります。
- 田地司氏 4年
小栗道乃氏 3年
- 5.当社は、田地司、小栗道乃の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、その職務を行うにつき善意にしておかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、田地司、小栗道乃の両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が当社の取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 7.当社は、田地司、小栗道乃の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

スキルマトリックス（ご承認後の経営体制）

当社は、取締役会が果たすべき役割・責務を適切に発揮する観点から、各取締役に以下の分野における知識・経験を活かした能力（＝スキル）の発揮を特に期待しており、取締役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えます。

また、監査役においても、取締役の職務執行を監査する監査役の役割・責務に照らして、各監査役に以下の分野における知識・経験を活かしたスキルの発揮を特に期待しており、監査役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えます。

	当社が特にスキルの発揮を期待している分野							
	企業経営	財務 ・ 会計 ・ 税務 ・ ファイ ナンス	人材マネ ジメント と 労務管理	法務 ・ 内部統制 ・ 監査 ・ リスク管理 ・ ガバナンス	技術開発 ・ 研究開発	事業変革 ・ M&A	グローバ ルマネジ メント	ESG・ サステナ ビリティ
堀川 聡 取締役社長	●			●		●	●	●
浦田 浩之 取締役	●		●		●	●		●
中村 真次 取締役	●	●	●	●				●
佐々木善則 取締役	●		●		●	●	●	●
田地 司 取締役（社外）	●			●		●	●	●
小栗 道乃 取締役（社外）			●	●				●
富井 徹也 監査役（社外）		●		●				●
篠田 直幸 監査役				●				●
伊東 義人 監査役（社外）		●		●				●

(ご参考) 各スキルの内容・選定理由

企業経営	東京インキグループのパーパス、ビジョン、ミッションをベースとした経営戦略・経営管理・事業戦略等の「企業経営」において、個別の専門性に偏らない事業経営・組織運営の経験を必要な項目として選定しています。
財務・会計・税務・ファイナンス	東京インキグループの経営活動・事業活動に係る意思決定のベースとなる「財務・会計・税務・ファイナンス」に関する経験・見識・専門性を必要な項目として選定しています。
人材マネジメントと労務管理	注力分野の一つとして、東京インキグループのすべての従業員が仕事にやりがいを感じ能力を最大限発揮できるよう推進している「人材マネジメント・労務管理」に関する経験・見識・専門性を必要な項目として選定しています。
法務・内部統制・監査・リスク管理・ガバナンス	ステークホルダーの利益を最大化し、持続的な利益成長と長期的な企業価値向上を図る上で、東京インキグループの企業活動の根幹にある「法務・内部統制・監査・リスク管理・ガバナンス」に関する経験・見識・専門性を必要な項目として選定しています。
技術開発・研究開発	東京インキグループの競争力を強化する上で重要な経営基盤の一つとなる「技術開発・研究開発」に関する確かな知識・経験を必要な項目として選定しています。
事業変革・M&A	事業の更なる発展・成長に向けた戦略策定・施策実行を企図する「事業変革・M&A」に関する経験を必要な項目として選定しています。
グローバルマネジメント	グローバルに事業を展開する東京インキグループにとって必須となる「グローバルマネジメント」に関する経験を必要な項目として選定しています。
ESG・サステナビリティ	東京インキグループは「持続可能な価値を提供し続ける企業グループ」として、マテリアリティ分析を踏まえて戦略を策定している「ESG・サステナビリティ」に関する経験・見識・専門性を必要な項目として選定しています。

2022年6月29日開催の第150回定時株主総会において補欠監査役に選任された伊藤厚志氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

伊藤 厚志 (いとう あつし)

社外**独立**

生年月日

1978年5月19日

所有する当社の株式数
一株

▶ 略歴

2013年12月 第一東京弁護士会登録

2013年12月 山分・島田・西法律事務所入所

2016年6月 S & Nパートナーズ法律会計事務所入所

2017年6月 弁護士法人S & Nパートナーズ法律会計事務所入所（現在）

▶ 重要な兼職の状況

弁護士法人S & Nパートナーズ法律会計事務所弁護士

補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 伊藤厚志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、伊藤厚志氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役を含む被保険者の損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。伊藤厚志氏が当社の社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 5. 当社は、伊藤厚志氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

社外 社外監査役**独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「役員賞与」により構成されておりましたが、今般、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（RS信託）（以下、「本制度」といいます。）を導入することにいたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

(1) 提案の理由および本議案を相当とする理由

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、および、取締役に交付する株式に取締役退任までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。また、当社は2026年5月13日開催の取締役会において、本議案の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要を「（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に係る事項（22頁～24頁）」に記載のとおり変更することを決議しているところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に従い、また本制度導入の目的を達成するために必要かつ合理的なものであり、相当であると判断しております。

本議案は、2000年6月29日開催の第128回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額2億5千万円以内。ただし、使用人分給とは含みません。）とは別枠で、本制度による新たな業績連動型株式報酬を、取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

なお、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

(2) 本制度における報酬等の額・内容等

① 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイント（下記のとおり、基礎ポイントおよび業績連動ポイントの2種類）の数のうち所定の割合の数（以下、「株式交付分ポイント」といいます。）に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記（3）の通り、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとしします。）という株式報酬制度です。なお、当社が各取締役に付与するポイントから株式交付分ポイントを控除した数（以下、「金銭交付分ポイント」といいます。）については、当該ポイント数に相当する当社株式を本信託において売却し、その売却代金相当の金銭を各取締役に対し交付

するものとしします。

本制度に基づき付与するポイントは基礎ポイントおよび業績連動ポイントの2種類です。

基礎ポイントの付与および付与された基礎ポイントに相当する株式の交付は、本定時株主総会終結日の翌日から2031年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間（以下、「基礎ポイント対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して行います。

業績連動ポイントの付与および付与された業績連動ポイントに相当する株式の交付は、2027年3月末日に終了する事業年度から2031年3月末日に終了する事業年度までの5事業年度（以下、「業績連動ポイント対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して行います（一の業績連動ポイント対象期間と、当該期間の終了日の属する基礎ポイント対象期間を総称して、または個別に以下、「対象期間」といいます。ただし、下記②のとおり、新たな対象期間を設定することがあります。）。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、基礎ポイントおよび業績連動ポイントのいずれのポイントについても、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。また、取締役が金銭の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

イ.	本制度の対象者		当社の取締役（社外取締役を除く）
ロ.	対象期間	基礎ポイント対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2031年6月の定時株主総会終結の日まで
		業績連動ポイント対象期間	2027年3月末日に終了する事業年度から2031年3月末日に終了する事業年度まで
ハ.	イ.の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拋出する金銭の上限		(i)基礎ポイント対象期間（約5年間）に対して付与する基礎ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金、および、(ii)業績連動ポイント対象期間（5事業年度）に対して付与する業績連動ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金、の合計額として金2億9千9百万円
ニ.	本信託による当社株式の取得方法		自己株式の処分を受ける方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
ホ.	イ.の対象者に付与されるポイント総数の上限		1事業年度あたり45,200ポイント （基礎ポイント総数と業績連動ポイント総数の合計）
ヘ.	ポイント付与基準	基礎ポイント	役位等に応じたポイントを付与
		業績連動ポイント	業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
ト.	イ.の対象者に対する当社株式の交付時期		信託期間中の毎事業年度における一定の時期
チ.	イ.の対象者に対する（金銭交付ポイント相当の）金銭の交付時期		当社の取締役を退任する日
リ.	下記（3）に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間		原則として当社株式の交付を受けた日から当社の取締役を退任する日まで

②当社が拋出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、上記①の表ハ.の上限金額の範囲内の金額の金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拋出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、新たな対象期間を設定する（なお、業績連動ポイント対象期間に

については5事業年度以内の期間とし、基礎ポイント対象期間は当該業績連動ポイント対象期間内の初回の事業年度開始直後の定時株主総会の翌日から当該業績連動ポイント対象期間内の最終回の事業年度の終了直後の定時株主総会終結の日までとします。)とともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役へ交付するために必要な当社株式の追加取得資金としての金銭を本信託に追加拠出し、下記③のポイント付与および当社株式(および金銭)の交付を継続します。ただし、かかる追加拠出の金額は、(i)新たな基礎ポイント対象期間に対して付与する基礎ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金、および、(ii)新たな業績連動ポイント対象期間に対して付与する業績連動ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金、の合計額として、金5千2百万円に当該業績連動ポイント対象期間の事業年度数を乗じた金額を上限とします(以降も同様とします。)

③取締役へ交付される当社株式の算定方法および上限

イ. 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、取締役会が定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日(原則として毎事業年度)において、(i)基礎ポイントおよび(ii)業績連動ポイントを付与します。

(i)基礎ポイントは役位等に応じた数を付与し、(ii)業績連動ポイントは業績連動指標の実績値に応じて変動する業績連動係数を乗じた数を付与するものとします。なお、かかる業績連動指標および業績連動係数のレンジは当社の取締役会において決定するものとしますが、当初の業績連動ポイント対象期間における業績連動指標は、「営業利益」「自己資本利益率(ROE)」「株価純資産倍率(PBR)」とし、業績連動係数のレンジは0%から200%までとする予定です。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、(i)基礎ポイントおよび(ii)業績連動ポイントの合計で、1事業年度あたり45,200ポイントを上限とします。

ロ. 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記(3)の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、上記イ. のポイントの付与を受ける都度、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、上記イ. で付与されたポイントのうち、株式交付分ポイントに相当する数の当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします(ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。)

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭(当該換金額)を交付することがあります。

ハ. 取締役に対する金銭の交付

さらに、各取締役は、原則としてその退任時に、所定の手続を経て再度本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、上記イ. で付与されたポイントのうち、金銭交付分ポイントに相当する金銭の交付を受けます。ただし、かかる金銭の交付は、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で行うものであり、実際に取締役が受け取るのは当該源泉徴収後の金額(もしあれば)になります。

④議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

⑤配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(3) 取締役が交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記(2)③ロ.の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限契約(以下、「本譲渡制限契約」といいます。)を締結するものとします(各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。)

ただし、対象期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により取締役が退任した場合は、退任日以後に交付する当社株式について、譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。

①譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式(以下、「本交付株式」という。)につき、その交付を受けた日(複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日)から当社の取締役を退任する日までの間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします(以下、「本譲渡制限」といいます。)

取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとします。

②本交付株式の無償取得

イ. 取締役が上記①に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。

ロ. 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。

(i) 取締役が拘禁刑以上の刑に処せられた場合

(ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

(iii) 取締役が任期満了又は死亡その他正当な理由以外の理由により取締役の地位から退任した場合

ハ. 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部(ただし、下記(ii)の場合において本交付株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。)を当然に無償で取得します。

(i) 取締役において、当社および当社子会社(以下、総称して「当社グループ」といいます。)の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役員に就任したと当社の取締役会が認めた場合(ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。)

- (ii)取締役において、法令、当社グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
- (iii)取締役において、その行為が当社グループの名誉を毀損し、あるいは当社グループに著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合

③組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合および下記(vi)においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下、「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記①にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとします。

- (i)当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- (ii)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- (iii)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- (iv)株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本交付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- (v)当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- (vi)当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

④その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に係る事項

①取締役報酬の方針 (2026年5月13日一部改定)

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスの適正化ならびにグループ全体の持続的な成長に不可欠な重要な仕組みと位置付けており、以下の事項を取締役報酬の方針として定めております。

- イ. 報酬制度を通じて、会社としての社会的な存在意義を保ちつつ、中長期的な企業価値の維持・向上を実現すること
- ロ. 会社の歴史や文化と相容れない、実の伴わない目先の利益追求を志向せず、時代を見据えて丹精した中長期の経営計画達成への意識づけをおこなうこと
- ハ. 報酬制度を通じて、株主をはじめ、会社を取り巻くステークホルダーと価値を共有する意識を持たせること
- ニ. 報酬の構成、内容、水準についてあらかじめ考え方や基準を明示し、報酬制度および役員について十分な透明性と客観性を担保すること
- ホ. 企業規模や事業内容から見て適切な報酬を用意することにより、会社を導く役員としてふさわしい人材を確保し、継続的に動機づけること

上記方針を含む、取締役報酬の方針(報酬に反映させる経営指標、報酬の構成と配分、報酬の水準、報酬の決定プロセス等)は、2018年7月1日(2026年5月13日一部改定)の取締役会において決議しております。

当社の取締役報酬の方針については、報酬委員会が取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会がその答申結果を尊重して決定することで、決定手続きの客観性、透明性の向上に努めております。また報酬委員会では、取締役の報酬が中長期的な企業価値の向上への取組みを動機づけるインセンティブとなるように、定期的に確認し、必要に応じて見直しを実施しております。なお、報酬委員会の概要は次のとおりであります。

<報酬委員会の概要>

設置時期	2024年4月1日(取締役会の任意の諮問委員会として設置)
審議事項	(取締役会の諮問に基づくもの) ・社内取締役報酬の方針内容 ・社内取締役報酬の内容(①報酬水準、②業績連動報酬にかかる業績指標ならびに具体的な算定方法、③自社株報酬の具体的な内容、④その他報酬に関する重要な方針)の妥当性 ・その他、取締役会が特に必要と認めた事項(取締役会の委任に基づくもの) ・社内取締役の個別の月額報酬
委員構成	委員長:小栗 道乃(独立社外取締役) 委員:田地 司(独立社外取締役) 富井 徹也(社外監査役) 堀川 聡(代表取締役社長) 中村 真次(取締役・管理部門長) ・委員の過半数を独立社外役員で構成し、委員長を独立社外取締役とする (注)第154回定時株主総会での承認後の就任を想定しております。

②取締役報酬の体系（改定後）

社外取締役を除く取締役の報酬については、固定報酬と業績連動報酬で構成されています。業績連動報酬には、短期の業績連動報酬としての役員賞与と、中長期の業績連動報酬としての業績連動型株式報酬（RS信託）が含まれます。本審議ご承認後の各報酬制度の概要は次のとおりであります。

報酬等の種類		支給（給付）の形式	報酬等の内容の概要
固定報酬	基本報酬	金銭（月1回支給）	全取締役に支給される基礎的な報酬
	職位報酬	金銭（月1回支給）	職位を反映するための報酬
業績連動報酬	役員賞与	金銭（年1回支給）	<ul style="list-style-type: none"> ・年度単位の短期インセンティブとして、毎年の決算に応じて支給額を決定 ・パーパスの共感度の達成率に応じて支給額を決定
	業績連動型株式報酬（RS信託）	株式等 （在任中に一部を交付し退任時まで譲渡制限を付す）	中長期的な業績の向上と企業価値増大へのインセンティブ向上を目的とする株式報酬

③取締役報酬の決定プロセス

当社は、客観性・透明性の高い報酬決定プロセスを構築することが、取締役報酬制度の適切な運用に不可欠であるとの判断のもと、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。取締役報酬制度の運用に関する透明性および説明責任を確保するため、取締役会は、取締役報酬に関して必要とされる一連の協議を報酬委員会において行うこととしており、報酬委員会は、取締役会からの諮問に基づき、当社の取締役報酬の方針に則り、取締役報酬の水準、構成およびその適正性について協議を行っております。報酬委員会においては、当社の業績、経営環境および中長期的な経営方針等を踏まえ、取締役報酬の基本的な考え方にに基づき、取締役報酬の支給水準およびその構成について検討を行い、その結果を踏まえた提言を取りまとめしております。取締役会は、報酬委員会における協議内容および提言を踏まえ、株主総会において承認された報酬額の限度内において、取締役報酬を決定しております。

また、取締役会は、当該報酬決定プロセスが当社の報酬方針に整合したものであるかについて確認を行っており、当社の取締役報酬は、適切な手続きを経て決定されているものと判断しております。

④業績連動報酬で用いる業績評価指標の内容および算定方法(改定後)

イ. 役員賞与

(i)業績評価指標

指標の種別	指標の選定理由
連結営業利益 パーパス共感度	当社グループの収益力および成長力の向上に向けたインセンティブ効果を機能させるため

(ii)算定方法

役員賞与は、年度単位の短期インセンティブとして位置付け、各事業年度の業績を踏まえて総支給額を決定するものとします。役員賞与は、当該事業年度の決算内容に基づき、翌事業年度に支給することとしております。

役員賞与の算定においては、当社の業績指標に加え、当社のパーパス浸透活動に対する共感度を短期インセンティブの評価要素として組み込み、これにより、短期的な業績達成のみならず、中長期的な企業価値向上に向けた行動の促進を図っております。

なお、個別の最終的な配分については、上記の考え方および当該事業年度の業績等を総合的に勘案したうえで、代表取締役社長が決定するものとします。なお、当該内容は報酬委員会に報告されます。

算定式：役員賞与額＝ 連結営業利益 × 支給率

(注) 支給率：当該事業年度における連結営業利益の達成状況およびパーパス浸透活動に対する共感度を踏まえて決定される率（固定報酬に対して概ね0から4割程度の範囲）

□. 業績連動型株式報酬 株式交付信託 (RS信託)

(i)業績評価指標

指標の種別	指標の選定理由
営業利益 自己資本利益率 (ROE) 株価純資産倍率 (PBR)	中期経営計画で目標とする経営指標と連動させ、株主利益を重視することで、達成に向けたインセンティブ効果を機能させるため

(ii)算定方法

業績連動型株式報酬は、業績連動指標の実績値に応じて変動する業績連動係数を乗じた数をポイントとして付与するものとします。「営業利益」「ROE」「PBR」を業績評価指標として用い、それぞれの指標について、あらかじめ定める評価方法およびインセンティブカーブに基づき算定される支給率に、各指標に設定されたウェイトを乗じて算出します。各指標に係る支給率は、当該事業年度における実績値に応じて0%から200%の範囲で決定され、当社の業績および企業価値向上の状況が、取締役の株式報酬に適切に反映される仕組みとしております。

業績連動ポイントは、業績評価指標ごとに算定されたポイントを合算することにより算出され、毎事業年度、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に付与するものとします。

以 上

(ご参考) 当社の事業について

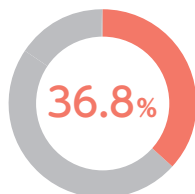
インキ事業

オフセットインキ

グラビアインキ

インクジェットインク

売上高構成比



TOPICS 環境負荷低減製品>ライスインキ/高バイオマスオフ輪インキ
社会貢献製品>抗菌・抗カビ・抗ウイルス製品

オフセットインキ、グラビアインキ、インクジェットインクを中心に、地球環境に配慮した高機能・高品質な印刷インキを提供しています。



化成品事業

プラスチック用着色剤

プラスチック用機能性添加剤

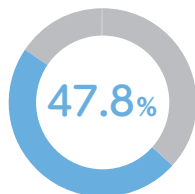
樹脂コンパウンド

洗浄剤

パウダーレジン

その他機能性製品

売上高構成比



TOPICS 環境負荷低減製品>生分解性樹脂用マスターバッチ/パウダーレジン

さまざまな生活シーンで活用されているプラスチック部品・製品に、マスターバッチをはじめとする色彩や機能を付与する各種高機能製品を提供しています。



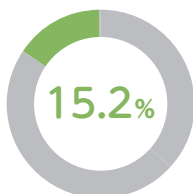
加工品事業

包装資材

工業・農業資材

土木・環境資材

売上高構成比



TOPICS 環境負荷低減製品／社会貢献製品 > 多層断熱被覆資材（布団資材）
ジオセル／各工法・周辺部材

多層断熱被覆資材（布団資材）エナジーキーパー®の普及拡大を図る取り組みが「みどりの食料システム法」に基づき農林水産省の認定を受けました。

特徴ある加工技術を駆使したプラスチックネットや一軸延伸フィルムを中心に、さまざまな産業用途の包装資材、工業・農業資材、土木・環境資材を提供しています。

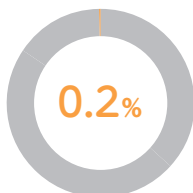


不動産賃貸事業

賃貸戸建て住宅「パレットパークタウン」

賃貸オフィス「TIC王子ビル」

売上高構成比



当社グループは、賃貸オフィスビル、ファミリー向けの賃貸戸建て住宅を保有しており、皆様に快適なオフィス環境、プライベート空間を提供しています。



更に詳しい情報は当社ホームページをご覧ください。

<https://www.tokyoink.co.jp/about/business/>



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善および企業収益の回復を背景に、緩やかな回復基調が継続しました。一方で、米国の通商政策の影響や中国経済の緩やかな減速、日中関係の悪化等の下振れリスクが存在しております。加えて、中東地域における軍事的衝突の影響により、原油・天然ガス等のエネルギー関連および石油由来製品の価格上昇やサプライチェーンの不安定化、さらには原材料価格の高騰等を背景に、世界経済の不確実性が高まっております。

このような状況の中、当社グループは、2026年3月期から2028年3月期までの3カ年にわたる中期経営計画「TOKYOink 2027」に基づき、持続的な成長に向けた各種施策を推進してまいりました。

主力製品の市況回復に加え、各事業内における製品ポートフォリオの最適化を通じた高付加価値製品へのシフトや、適正な販売価格改定の実施等が奏功し、収益性の向上に大きく寄与しました。これらの取り組みにより、売上高の増加に加えて、利益面でも前年を大きく上回る水準となりました。一方で、加工品事業におけるネトロン事業については、市場における競争の激化等の影響を受け業績が急激に悪化しており、来年度以降も大幅な収益力の回復が見込みにくい状況にあることから、固定資産の減損損失を特別損失として計上いたしました。今後は採算性を重視した製品・用途の選別およびコスト構造の見直しを進め、収益性の確保に努めてまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が499億2千6百万円で前年度比31億1千9百万円の増収（6.7%増）となりました。

営業利益は22億1千7百万円で、販売価格改定の浸透や高付加価値製品の販売拡大により利益率が改善したことから、前年度比9億8百万円の増益（69.4%増）となりました。

経常利益は24億5千4百万円で、営業利益の増加に加え、米国連結子会社である東京インキ株式会社 U.S.A.において前年度に計上した出資金運用損8億円が出資先の解散に起因して当期はなくなったこと等により、前年度比17億4千8百万円の増益（247.6%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は18億6千7百万円で、減損損失7億9千9百万円を計上しましたが、経営資源の有効活用および資産効率向上を目的とした福岡支店および大阪支店の売却等に伴う固定資産売却益5億4千2百万円、ならびに政策保有株式の縮減に伴う投資有価証券売却益5億5百万円を計上したこと等により、前年度比6億8千7百万円の増益（58.2%増）となりました。

今後のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の回復を背景に、緩やかな回復基調が続くと見込まれます。一方で、物価上昇の継続による消費マインドの低下に加え、昨今の中東地域における情勢不安の影響等による不安定な国際情勢の長期化により、原油・天然ガス等のエネルギー関連価格の上昇や、石油由来製品を中心とした原材料価格の高騰、サプライチェーンの不安定化等が生じており、当社グループを取り巻く事業環境は依然として不透明な状況にあります。こうした外部環境のもと、当社グループでは、環境変化に柔軟に対応するための各種施策を推進するとともに、収益力の向上に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

売上高

499億 2千 6百万円

前年度比 6.7%増 ↗

営業利益

22億 1千 7百万円

前年度比 69.4%増 ↗

経常利益

24億 5千 4百万円

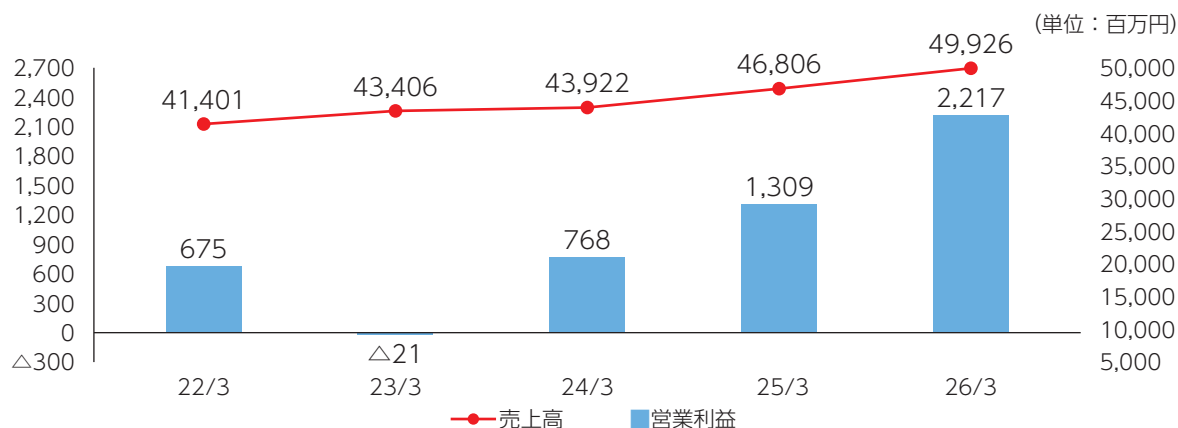
前年度比 247.6%増 ↗

親会社株主に帰属する当期純利益

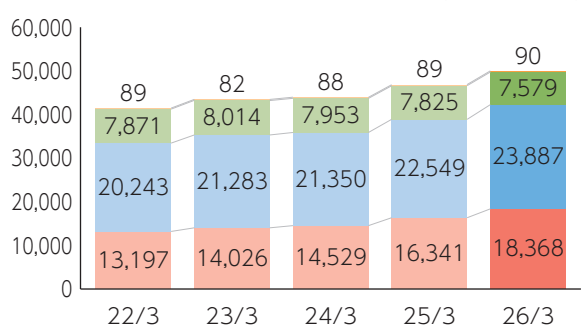
18億 6千 7百万円

前年度比 58.2%増 ↗

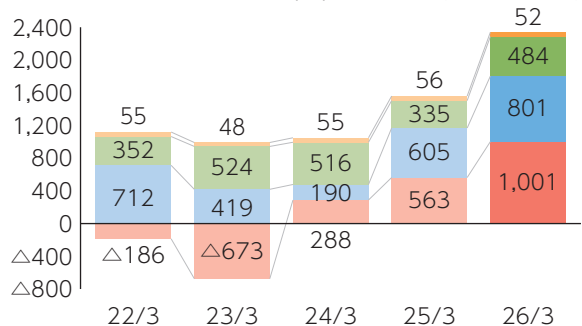
売上高・営業利益の連結会計年度業績推移



連結会計年度業績推移
セグメント売上高



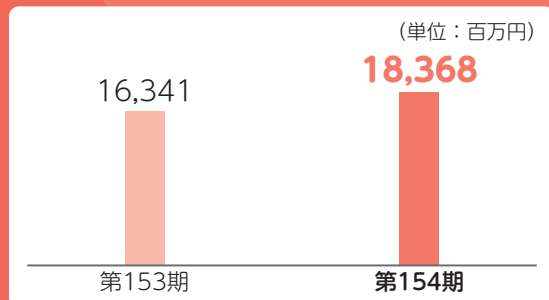
セグメント利益又は損失 (△)



■インキ事業 ■化成品事業 ■加工品事業 ■不動産賃貸事業 ■インキ事業 ■化成品事業 ■加工品事業 ■不動産賃貸事業

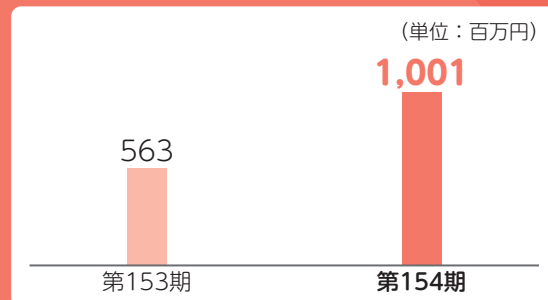
売上高

183億6千8百万円（前年度比**12.4%**増）



セグメント利益

10億1百万円（前年度比**77.8%**増）



オフセットインキおよび印刷用材料は、オフセット輪転インキ等の主力製品に資源を集中することで、利益の最大化に努めてまいりました。重要顧客への販売強化、新規顧客獲得に努めた結果、売上高は前年度に比べ増加いたしました。第3四半期に主要生産設備の故障に伴う修繕等により一時的な経費が発生したものの、収益面への影響は軽微であったため、利益は前年度に比べ増加いたしました。

グラビアインキは、引き続き顧客ニーズへの対応強化により食品包装向け製品を中心とした機能性インキ・コート剤が伸長したことに加え、メディカルパッケージ向け製品の販売が順調に推移した結果、前年度に比べ売上高は増加し、利益は改善いたしました。

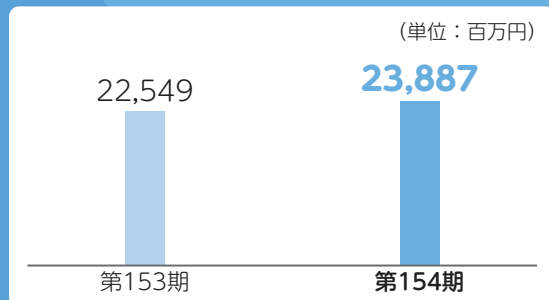
インクジェットインキは、受託製品の顧客ニーズ対応力向上と自社製品のラインアップ拡充により利益拡大に努めてまいりましたが、自社製品が伸び悩んだことに加え、欧州向け受託製品の受注が減少した結果、前年度に比べ売上高・利益ともに減少いたしました。

この結果、インキ事業の当連結会計年度の業績は、前年度に比べ増収増益になりました。

今後のインキ事業につきましては、オフセットインキの市場縮小が続く一方で、グラビアインキはパッケージ用途を中心とした機能性ニーズの高まりを背景に、堅調に推移すると見込まれます。インクジェットインキは当社の強みを活かせる用途・技術に注力した製品ラインアップの拡充を進めてまいります。こうした成長が期待される領域に経営資源を重点的に投入し、事業内ポートフォリオの変革を通じて、利益の拡大を図ってまいります。また、持続可能な社会の実現に寄与するサステナブル対応製品の開発・拡販にも、引き続き注力してまいります。

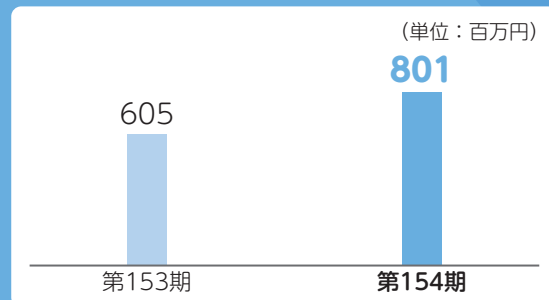
売上高

238億 8千7 百万円 (前年度比**5.9%**増)



セグメント利益

8億 1 百万円 (前年度比**32.3%**増)



化成品事業は、プラスチック用着色剤・機能性付与剤であるマスターバッチ・樹脂コンパウンドの自社・受託製品を主要製品とし、日本国内とタイ王国を中心としたASEAN地域の海外市場に展開してまいりました。

日本国内の自社製品は、モビリティ用途向け製品および機能性包材用途向け製品が引き続き堅調に推移したことに加え、容器・シート用途向け製品も堅調であった結果、売上高・利益ともに前年度に比べ増加いたしました。

日本国内の受託製品は、光学用途向け製品が引き続き堅調に推移したことに加え、一時的な受注増も継続したことから前年度に比べ売上高は増加し、利益は改善いたしました。

海外（タイ）は、ASEAN地域におけるモビリティ用途向け製品および機能性包材用途向け製品の主力製品が堅調に推移した結果、売上高・利益ともに前年度に比べ増加いたしました。

この結果、化成品事業の当連結会計年度の業績は、前年度に比べ増収増益になりました。

今後の化成品事業につきましては、日本国内における環境意識の高まりを背景とした市場ニーズの変化が継続すると想定されることから、低収益製品の整理や高付加価値製品へのシフトを進め、利益拡大を図ってまいります。この取り組みを支えるため、生産体制の再構築を目的とした新工場建設にも取り組み、自動化・省力化による生産効率の向上を図るとともに、将来の生産能力拡大等にも対応可能な整備を進めてまいります。併せて、成長が期待できる海外（タイ）では、モビリティ用途向け製品や機能性包材用途向け製品を中心に、事業領域の拡大に取り組んでまいります。また、持続可能な社会の実現に寄与するサステナブル対応製品の開発・拡販にも、引き続き注力してまいります。

売上高

75億7千9百万円（前年度比3.1%減）

（単位：百万円）



セグメント利益

4億8千4百万円（前年度比44.4%増）

（単位：百万円）



ネトロン®（注）は、水処理用資材を主力製品とした工業材料、海産物や青果物等の包装用途向け製品を主力製品とした包装材料を展開し、収益性の改善に努めてまいりましたが、水処理用資材市場における競争の激化をはじめとする諸要因が継続しているため、売上高・利益ともに前年度に比べ減少いたしました。また、ネトロン事業は、営業利益が継続してマイナスであり、投資額を上回るキャッシュの回収が見込めない状況であることから、固定資産の減損損失を特別損失に計上いたしました。

一軸延伸フィルムは、直進カット性や形状保持性等の特長を活かし、食品包装用途フィルムや産業用途フィルムを中心に展開してまいりました。産業用途フィルムは堅調であったものの、食品包装用途フィルムが低調に推移した結果、売上高は前年度に比べ減少しました。一方、利益は高付加価値品の比率向上により増加いたしました。

土木資材は、高密度ポリエチレンを立体形成したハニカム状土壌安定材であるジオセルと周辺部材を組み合わせた各種工法を開発し、技術、生産、設計、施工指導までの一貫対応によるビジネスモデルを展開してまいりました。防災・減災用途向け製品および基礎地盤用途向け製品等でジオセル各工法の需要が堅調に推移した結果、売上高・利益ともに前年度に比べ増加いたしました。

農業資材は、機能性農業資材エナジーシリーズの開発・拡販により農業の省資源化の実現に努めてまいりました。エナジーシリーズが堅調であったことに加え、一部製品の利益率向上が寄与し、売上高・利益ともに前年度に比べ増加いたしました。

この結果、加工品事業の当連結会計年度の業績は、前年度に比べ減収となったものの、利益は増益になりました。

今後の加工品事業につきましては、引き続き国が推進する「国土強靱化計画」に貢献できる防災・減災用途向け製品を扱う土木資材の市場拡大が見込まれることから、新規工法の開発や既存工法のブラッシュアップを通じて、事業規模拡大を図ってまいります。ネトロン®は、収益性の確保が喫緊の課題となっております。このため、コスト削減の徹底や、採算性を重視した製品・用途の選別を進めるとともに、既存製品の付加価値向上による競争力の回復に取り組んでまいります。併せて、世界的な水資源確保に対する需要動向を注視しつつ、水処理用資材を中心とした販売体制の強化や、新規用途の可能性についても慎重に検討してまいります。一軸延伸フィルムと農業資材は、それぞれの特長を活かせる分野に向けて、製品の開発・拡販を推進してまいります。また、持続可能な社会の実現に寄与するサステナブル対応製品の開発・拡販にも、引き続き注力してまいります。

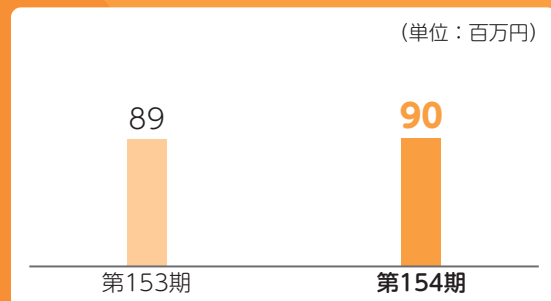
（注）ネトロン®は三井化学株式会社の登録商標です。

不動産賃貸事業

売上高

9 千 万 円 (前年度比1.4%増)

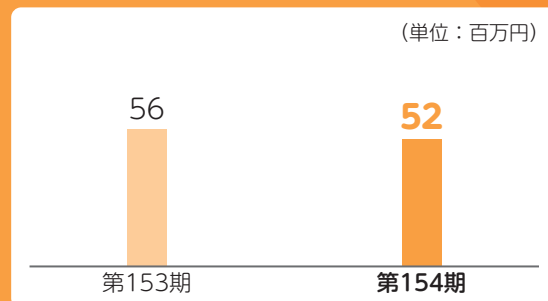
(単位：百万円)



セグメント利益

5 千 2 百 万 円 (前年度比6.5%減)

(単位：百万円)



不動産賃貸事業は、賃貸戸建て住宅「パレットパークタウン」および本社ビル賃貸オフィスが安定的に稼働し、収益基盤は堅調に推移いたしました。一方で、建物の維持管理に関する修繕費用を計上したことにより、利益面では一時的な費用増となりました。

この結果、不動産賃貸事業の当連結会計年度の業績は、前年度に比べ増収減益になりました。

(ご参考) 当連結会計年度の経営成績および中期経営計画「TOKYOink 2027」進捗状況

中期経営計画「TOKYOink 2027」初年度である、2025年度経営目標は連結売上高460億円、営業利益13億円で設定しておりました。当社グループが成長を継続するためには高収益体質に変革する必要があり、そのために必要なステップとして主に化成品事業の低収益な受託製品の整理を計画に織り込んだ前年度比で減収減益計画としておりました。しかしながら、顧客からの要望もあり、一時的な受注増が継続した結果、計画以上の実績を獲得できた反面、低収益製品の整理には進捗遅れが生じる結果となりました。また、インキ事業のオフセットインキについて、市場縮小影響を計画に織り込んでおりましたが、販売活動を強化した結果、計画以上の実績を獲得いたしました。また、全体的に販売価格改定が一定程度進捗したこともあり、当社グループ全体として計画を達成いたしました。

経営目標	単位	2025年度計画	2025年度実績	2027年度目標
売上高	百万円	46,000	49,926	48,000
営業利益	百万円	1,300	2,217	2,000
自己資本利益率(ROE)	%	－	6.1	5.5

事業別セグメント利益の計画、実績および概況は以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

事業	2025年度計画	2025年度実績	概況
インキ事業	520	1,001	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフセットインキの販売活動強化による増販 ・ グラビア機能性インキ・コート剤の伸長 ・ グラビアメディカルパッケージ製品の堅調な販売
化成品事業	360	801	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社製品におけるモビリティ用途向け製品および機能性包材用途向け製品の販売活動強化による増販 ・ 受託製品における低収益製品の一時的な受注増の継続 ・ 海外(タイ)におけるモビリティ用途向け製品および機能性包材用途向け製品の販売活動強化による増販
加工品事業	530	484	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットロン事業の業績悪化継続により減損損失計上 ・ 土木資材の防災・減災用途製品であるジオセル工法の販売強化による増加

今後も当社グループの成長に必要な取り組みを推進し、変革を実践してまいります。

ESG関連目標達成状況は以下のとおりとなります。

分類	項目	対象	2025年度実績	2027年度目標
【E】 環境	サステナブル対応製品売上高比率	当社	24.6%	30~40%
	温室効果ガス排出量削減率 (対2013年度Scope 1、2)	当社 国内G	△26.3%	△40%
【S】 社会	パーパス理解度	当社	55.0%	70%
	バリュー評価達成率	当社	70.4%	80%
	エンゲージメントスコア (満足度)	当社	5.9 (10点中)	7.0 (10点中)
	女性管理職比率	当社	3.5%	10%
	中途採用管理職比率	当社	22.1%	25%
	教育研修費 (年/人)	当社	33,687円	40,000円
	定期健康診断受診率	当社	100%	100%
	喫煙率	当社	26.9%	20%
	適正体重者比率	当社	61.2%	70%
	高ストレス者比率	当社	15.0%	12%
	平均年次有給休暇取得率	当社	56.8%	80%
	強度率	連結	0.001	0
	度数率	連結	0.67	0
	社会貢献活動参加延べ人数	連結	2,186人/年	2,500人/年

強度率：労働災害の程度を表す指標

度数率：労働災害による死傷者数を表す指標

ESG関連の取り組みは中長期的な企業価値を高め、持続的に成長するために必要な取り組みと捉えておりま
す。引き続き、取り組みを継続してまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

〈当連結会計年度に完成した主要設備〉

(単位：百万円)

セグメント	設備	金額
インキ事業	羽生工場他 インキ製造設備	544
化成品事業	吉野原工場、大阪工場他 化成品製造設備	1,217
加工品事業	トーイン加工(株)、東洋整機樹脂加工(株)他 加工品製造設備	296

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました投資等の所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金によっております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

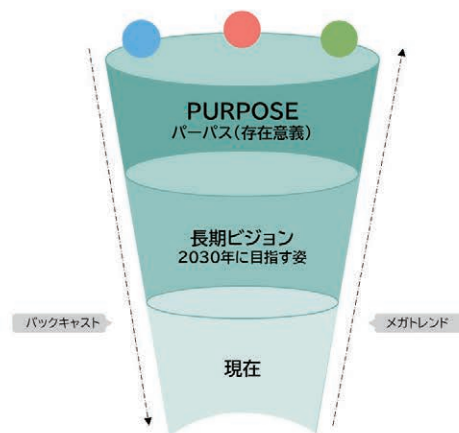
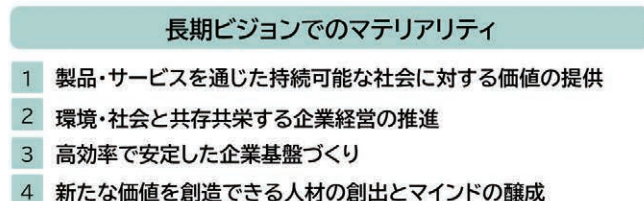
(8) 対処すべき課題

①長期ビジョン「TOKYOink Vision 2030」

当社グループは、2023年12月に創立100周年を迎えたタイミングに、2030年に目指す姿として「持続可能な価値を提供し続ける企業グループへ」を掲げた長期ビジョン「TOKYOink Vision 2030」を策定いたしました。その際、当社グループは、これからの持続可能な社会のために何ができるのかを問い直し、パーパス（存在意義）を明文化いたしました。

▶パーパス（存在意義）「「伝える」「彩る」「守る」ことで、豊かな未来を実現する」

長期ビジョンの実現に向け、当社グループは、優先的に対処すべき課題として、マテリアリティ（重要課題）を決定し、その達成のためのアプローチを設定しております。



詳細につきましては、当社ホームページもしくは下記URLよりご覧ください。

https://www.tokyoink.co.jp/about/long_term_vision/

具体的な施策や指標については、期間中の中期経営計画の中で決定し推進してまいります。

②中期経営計画「TOKYOink 2027」

現在、長期ビジョン「TOKYOink Vision 2030」実現に向け、「変革の実践」と位置付けた、3カ年計画である中期経営計画「TOKYOink 2027」を実行しております。持続可能な価値を提供し続ける企業グループになるために、変革の実践を推し進めてまいります。

TOKYOink 2024

～ 飛躍への準備 ～

TOKYOink 2027

～ 変革の実践 ～

TOKYOink 2030

～ 新たな価値の創出 ～

経営目標	単位	2027年度目標	2030年度目標
売上高	百万円	48,000	50,000
営業利益	百万円	2,000	2,800
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,500	2,000
自己資本利益率 (ROE)	%	5.5	8.0
総資産	百万円	50,000	50,000
自己資本	百万円	27,000	25,000
自己資本比率	%	54.0	50.0

収益計画

- ・製品絞り込み（収益の見込めない製品の見直し）
⇒各事業内製品の収益性を見極めながら整理を実施
- ・市場ニーズに合わせた付加価値の高い製品開発（サステナブル対応製品など）
- ・既存事業内の成長分野への投資拡大
⇒成長の見込める加工品事業への積極投資の実施
- ・原材料、エネルギー等のコスト上昇分の価格転嫁の推進
- ・省力化、自動化による業務効率化促進

資本政策 財務戦略

- ・株主資本の活用を最大化
資産効率を重視したキャッシュの創出
政策保有株式の縮減
債権流動化、キャッシュ・コンバージョン・サイクル（CCC）の改善
- ・強固な財務基盤の確保
成長戦略に基づく投資資金計画立案（創出したキャッシュ及び有利子負債の活用）
⇒R&D・M&A等の大型投資に対する機動的な資金調達
- ・株主還元の充実
配当性向40%以上またはDOE1.0%以上
自己株式の活用方法の検討

イ. 事業ポートフォリオ変革

既存事業内での高付加価値製品、サステナブル対応製品の構成比アップ、周辺領域探索による事業領域拡大、生産体制の再構築、効率化・自動化の推進による高収益化、新規事業探索から新たな事業の創出等の取り組みを進めてまいります。

TOKYOink 2024	連結営業利益 13億円	TOKYOink 2027	連結営業利益 20億円	TOKYOink 2030	連結営業利益 28億円
【既存領域】 <ul style="list-style-type: none"> オフセットインキ事業で減損損失計上 低収益受託製品の整理に着手 適正な販売価格改定実施 		【既存領域】 <ul style="list-style-type: none"> 低収益製品の整理による収益性改善 適正な販売価格改定実施 		【既存領域】 <ul style="list-style-type: none"> 高収益製品の比率アップによる収益性向上 適正な販売価格改定実施 	
【既存周辺・成長領域】 <ul style="list-style-type: none"> 荒川塗料工業(株)(グラビアインキ事業)子会社化 (株)T&K TOKAからグラビアインキ事業承継 		【既存周辺・成長領域】 <ul style="list-style-type: none"> 差別化製品、戦略製品開発加速 サステナブル対応製品比率アップ ジオセル増販(既存工法改良、新規工法開発) 		【既存周辺・成長領域】 <ul style="list-style-type: none"> 差別化製品、戦略製品開発加速 サステナブル対応製品比率アップ ジオセル増販(既存工法改良、新規工法開発) 	
【生産・合理化・効率化】 <ul style="list-style-type: none"> 化成品自動化生産ライン構築検討 ネトロン[®]最適生産体制構築 生産部門と開発・技術部門を統合 		【生産・合理化・効率化】 <ul style="list-style-type: none"> 自動化・省力化生産設備の導入 化成品生産体制再構築に着手 ジオセル生産ライン増強 		【生産・合理化・効率化】 <ul style="list-style-type: none"> 化成品最適生産体制構築 インキ生産体制再構築検討 	
【新規領域・研究開発】 <ul style="list-style-type: none"> プラスチックシンチレーター開発 放熱剤開発 事業ポートフォリオ戦略推進室設置 開発部を社長直轄に変更 		【新規領域・研究開発】 <ul style="list-style-type: none"> 新規事業探索 機能性色材に関する調査・研究 		【新規領域・研究開発】 <ul style="list-style-type: none"> 新規事業立ち上げ 機能性色材に関する研究・開発 	

ロ. 主要3事業の戦略と目標

インキ事業

オフセットインキでの選択と集中による利益の最大化、グラビアインキ、インクジェットインクでの機能性製品の伸長により事業内のポートフォリオを変革し、利益拡大を目指してまいります。

オフセットインキ オフセット輪転インキ その他	選択と集中による利益の最大化
グラビアインキ 機能性製品 汎用製品 医薬包装製品	機能性製品を軸とした事業規模の拡大
インクジェットインク 受託製品・自社製品	受託・自社製品両輪での利益拡大

化成品事業

機能性包材用途を中心とした自社製品の販売強化とASEAN地域での販売促進により収益力改善を目指してまいります。

自社製品 マスターバッチ コンパウンド	自社製品比率の拡大と注力分野への取り組み強化 (モビリティ、情報通信、デジタルデバイス他)
受託製品 マスターバッチ コンパウンド	製品構成の見直しと生産効率化
海外(タイ)	ASEAN地域における販売推進

加工品事業

市場成長が期待される土木資材の事業規模の拡大を軸に、ネトロン[®]、一軸延伸フィルム、農業資材における高機能製品開発・拡販により収益拡大を目指してまいります。

ネトロン[®]工材・包材	既存製品の収益向上と新規市場開拓
一軸延伸フィルム	食品包装および産業用途展開による収益拡大
土木資材	ジオセル販売の加速
農業資材	エナジーシリーズ販売拡大(エナジーキーパー [®] 、エナジークロス [®])

<2027年度目標>

(単位：百万円)

	インキ事業	化成品事業	加工品事業
売上高	16,600	22,800	8,500
セグメント利益	870	650	670

八. 資本政策・財務戦略

① 株主資本の活用を最大化(BSマネジメント)

- ～資産効率を重視したキャッシュの創出、内部留保の活用～
- ・政策保有株式の縮減
⇒政策保有株式比率を2024年度末までに純資産の15%以下
 - ・債権流動化、キャッシュ・コンバージョン・サイクル(CCC)の改善
 - ・不稼働資産または低収益資産の削減(アセットライト経営推進)

② 強固な財務基盤の確保

- ・成長戦略に基づく投資資金計画立案
- ・創出したキャッシュ及び有利子負債の活用
- ・R&DやM&A等の大型投資に対する機動的な資金調達

③ 株主還元の充実

- ・配当性向40%以上またはDOE1.0%以上とする配当方針
- ・自己株式取得及び消却の計画
- ・株式分割の検討(流動性向上)

TOKYOink 2027での取り組み

【取り組み】

政策保有株式:さらなる縮減に向け、株式保有先との対話を継続
CCCの改善:債権流動化の取組額の拡大、適正在庫の推進
サプライヤーファイナンスの検討
アセットライト経営推進:老朽化、未活用・余剰資産等の売却実施済

【取り組み】

大型投資に対応する資金調達方針の策定と実行、最適資本構成と負債比率の検討、金融コスト抑制、為替変動対応

【配当・自己株式】

配当性向40%以上またはDOE1.0%以上の配当方針継続
取得済みの自己株式の活用方法の検討

【株式流動性の向上】

株式分割実施済、新たな株主優待制度設定済

二. サステナビリティへの取り組み

E (環境)

<サステナブル対応製品>

環境負荷低減、社会課題解決に寄与できる高付加価値製品であるサステナブル対応製品の伸長により収益拡大を目指してまいります。

	2027年度目標	2030年度目標
サステナブル対応製品売上高比率	30~40%	50%

サステナブル対応製品定義

- ・バイオマス素材の積極的な採用や、生分解、リサイクルに対応した設計を盛り込んだ、環境に配慮した製品
- ・従来型の工法ではなく、環境に配慮した工法に向けた製品
- ・人々の生活や財産を守り、社会課題の積極的な解決に貢献する製品

<気候変動への対応>

気候変動対応を重要な社会的責任と捉え、温室効果ガス排出量の削減を実施いたします。

	2027年度目標	2030年度目標
温室効果ガス排出量削減率 (対2013年度 Scope 1、2)	△40%	△50%

S (社会)

<人権と人的資本>

パーパスの浸透と多様性の確保により、人的資本を高めるよう努めてまいります。

	2027年度目標	2030年度目標
パーパス理解度	70%	80%
バリュー評価達成率	80%	90%
エンゲージメントスコア	7.0 (10点中)	8.0 (同)
女性管理職比率	10%	20%
中途採用管理職比率	25%	30%
教育研修費 (年/人)	40,000円	40,000円以上

<健康経営>

活気ある職場作りに向け、従業員の健康への取り組みを実施いたします。

	目標
定期健康診断受診率	100%
喫煙率	20%
適正体重者比率	70%
高ストレス者比率	12%
平均年次有給休暇取得率	80%

<労働安全衛生>

従業員を守るための安全・安心な職場の実現を目指してまいります。

	目標
強度率	0
度数率	0

強度率：労働災害の程度を表す指標
度数率：労働災害による死傷者数を表す指標

<社会貢献活動>

社会貢献活動を通じて、地域社会との関係構築や従業員育成を図ってまいります。

	目標（年）
活動参加延べ人数	2,500人

G（ガバナンス）

<ガバナンス体制の強化>

企業価値の向上、競争力の強化に向けて、ガバナンス体制を強化してまいります。

ホ. モニタリング体制とKPIマネジメント

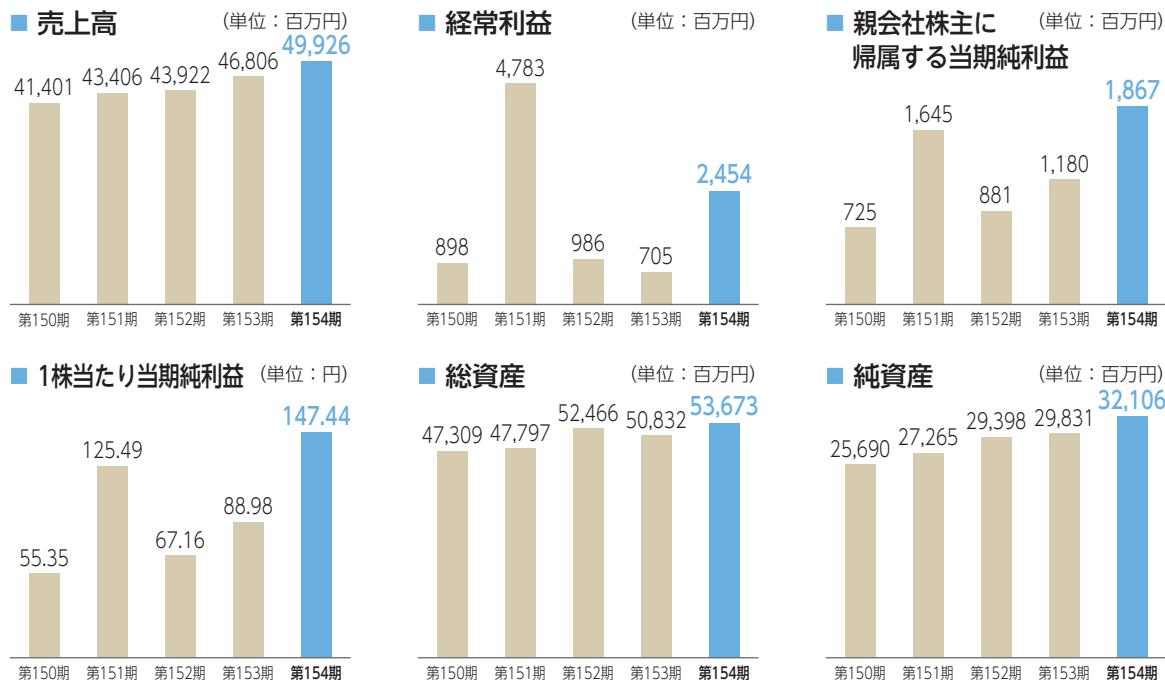
戦略・施策の進捗状況を関係者が各会議体を利用してPDCA管理し、KPIに対して経営層が管理・監督を行ってまいります。

- ▶中期経営計画「TOKYOink 2027」の詳細につきましては、当社ホームページもしくは下記URLよりご覧ください。

<https://www.tokyoink.co.jp/ir/management/mid-termplan/>

当社は、長期ビジョンに基づき特定したマテリアリティへの対応を優先的に進めるとともに、中期経営計画を着実に実行することで、社会的価値と経済的価値の両立を通じた持続的な企業価値向上を目指してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移



(単位：百万円)

区 分	第150期 (2021/4~2022/3)	第151期 (2022/4~2023/3)	第152期 (2023/4~2024/3)	第153期 (2024/4~2025/3)	第154期 (2025/4~2026/3) [当連結会計年度]
売 上 高	41,401	43,406	43,922	46,806	49,926
経 常 利 益	898	4,783	986	705	2,454
親会社株主に帰属する当期純利益	725	1,645	881	1,180	1,867
1株当たり当期純利益	55.35円	125.49円	67.16円	88.98円	147.44円
総 資 産	47,309	47,797	52,466	50,832	53,673
純 資 産	25,690	27,265	29,398	29,831	32,106

(注) 2026年1月1日付で1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第150期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第153期以前の1株当たり当期純利益を遡及し修正しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
林インキ製造株式会社	18百万円	100%	印刷インキの製造
荒川塗料工業株式会社	40百万円	100%	各種塗料の製造販売
英泉ケミカル株式会社	30百万円	100%	化成品の製造
東京ポリマー株式会社	50百万円	100%	化成品の製造
トーイン加工株式会社	10百万円	100%	加工品の製造
東洋整機樹脂加工株式会社	40百万円	73.6%	加工品の製造
東京インキ株式会社U.S.A.	2百万米ドル	100%	化成品等の輸出入販売
東京インキ(タイ)株式会社	200百万タイバーツ	97.5%	化成品の製造販売
東京油墨貿易(上海)有限公司	50万米ドル	100%	化成品、加工品等の輸出入販売

(注) 1. 2026年1月1日付で、ハヤシ化成工業株式会社は東京ポリマー株式会社に商号変更しております。

2. 2026年4月1日付で、東京ポリマー株式会社を存続会社として、英泉ケミカル株式会社を吸収合併しております。

3. 当事業年度末日において特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の9社であり、当連結会計年度の売上高は499億2千6百万円(前年度比6.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は18億6千7百万円(前年度比58.2%増)であります。

(11) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セグメント	主要な事業内容
インキ事業	オフセットインキ・グラビアインキ・インクジェットインクの製造販売 各種塗料の製造販売 印刷用材料・印刷機械の販売
化成品事業	マスターバッチ・樹脂コンパウンドの製造販売
加工品事業	工業用・包装用ネトロン [®] の製造販売 一軸延伸フィルムの製造販売 土木資材・農業用資材の販売
不動産賃貸事業	不動産の賃貸

(12) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本店	東京都北区王子一丁目12番4号 T I C王子ビル
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
福岡支店	福岡県福岡市博多区
札幌営業所	北海道札幌市東区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
新潟営業所	新潟県新潟市中央区
広島営業所	広島県広島市中区
高松営業所	香川県高松市
羽生工場	埼玉県羽生市
吉野原工場	埼玉県さいたま市北区
土岐工場	岐阜県土岐市
大阪工場	大阪府枚方市

② 子会社

名 称	所 在 地
林インキ製造株式会社	東京都足立区
荒川塗料工業株式会社	東京都北区
英泉ケミカル株式会社	埼玉県比企郡嵐山町
東京ポリマー株式会社	東京都北区
トーイン加工株式会社	宮崎県都城市
東洋整機樹脂加工株式会社	愛知県北名古屋市
東京インキ株式会社U.S.A.	米国カリフォルニア州アーバイン市
東京インキ (タイ) 株式会社	タイ王国バンコク都
東京油墨貿易 (上海) 有限公司	中華人民共和国上海市

(注) 1. 2026年1月1日付で、ハヤシ化成工業株式会社は東京ポリマー株式会社に商号変更しております。

2. 2026年4月1日付で、東京ポリマー株式会社を存続会社として、英泉ケミカル株式会社を吸収合併しております。

(13) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)		前期末比増減 (名)	
インキ事業	170	(43)	△6	(4)
化成品事業	306	(48)	△14	(0)
加工品事業	118	(38)	△6	(△5)
不動産賃貸事業	1	(0)	0	(0)
全社 (共通)	57	(21)	3	(0)
合計	652	(150)	△23	(△1)

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
523 (120)	44.7	21.6

セグメントの名称	従業員数 (名)		前期末比増減 (名)	
インキ事業	144	(39)	△7	(2)
化成品事業	260	(41)	△12	(△1)
加工品事業	61	(19)	△2	(△2)
不動産賃貸事業	1	(0)	0	(0)
全社 (共通)	57	(21)	3	(0)
合計	523	(120)	△18	(△1)

(注) 1. 従業員数は期末時点での就業人員であります。

2. 臨時従業員および嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門および生産・技術部門の一部に所属しているものであります。

(14) 主な借入先 (2026年3月31日現在)

(単位: 百万円)

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	1,550
三井住友信託銀行株式会社	1,531
株式会社三菱UFJ銀行	1,088
株式会社三井住友銀行	720
株式会社りそな銀行	316

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 37,000,000株

(注) 2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことに伴い、発行可能株式総数は29,600,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 13,628,790株

(注) 2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことに伴い、発行済株式の総数は10,903,032株増加しております。

(3) 株主数 7,088名

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東京インキ取引先持株会	1,117	8.95
共同印刷株式会社	1,053	8.43
東京インキ従業員持株会	674	5.39
有限会社久栄	550	4.40
大橋淳男	266	2.13
明治安田生命保険相互会社	229	1.83
共立印刷株式会社	211	1.69
大橋美智子	200	1.60
東京海上日動火災保険株式会社	191	1.53
artience株式会社	173	1.39

(注) 1. 当社は、自己株式を1,133,644株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本政策の一環として、資本効率の向上ならびに株主還元の充実を図るため、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

① 2025年2月7日取締役会決議による自己株式の取得

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	637,500株
取得価額の総額	499,680,500円
取得期間	2025年2月10日～2025年5月26日

(注) 2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、当該取得期間最終日の2025年5月26日以前に当該株式分割が行われたと仮定して、取得した株式の総数を算定しております。

② 2026年2月9日取締役会決議による自己株式の取得

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	150,000株
取得価額の総額	270,000,000円
取得日	2026年2月10日

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長・社長執行役員	堀川 聡	
取締役・常務執行役員	高松 典助	営業部門長
取締役・常務執行役員	浦田 浩之	事業ポートフォリオ戦略推進室長兼開発部長、 生産・技術部門管掌
取締役・常務執行役員	中村 真次	管理部門長、IR統括
取締役	田地 司	
取締役	小栗 道乃	安西法律事務所弁護士
常勤監査役	富井 徹也	
常勤監査役	篠田 直幸	
監査役	伊東 義人	

- (注) 1. 取締役 田地司、小栗道乃の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 富井徹也、伊東義人の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 田地司、小栗道乃、監査役 富井徹也、伊東義人の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 富井徹也氏は、共同印刷株式会社において、財務・経理部門の要職を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 伊東義人氏は、三井化学株式会社において、財務・経理部門の要職を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査役、執行役員、ならびに子会社の同様の地位にある者であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。また、保険料は全額会社負担としており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、両社外取締役および各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、両社外取締役または各監査役が、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定方針等

当社は、取締役（社外取締役を除く）個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は下記のとおりです。

当社は、職責の範囲・重さ・経営計画「TOKYOink 2027」に対する進捗状況を総合的に勘案し、取締役会が設置し、社外取締役が委員長を務める、各取締役（社外取締役を除く）の報酬諮問機関である報酬委員会（メンバー：委員長 社外取締役 小栗道乃、社外取締役 田地司、社外監査役 富井徹也、代表取締役社長・社長執行役員 堀川聡、取締役・常務執行役員 中村真次）に諮問され、その答申を踏まえて取締役会にて支給額を定めるという手続きをとっております。

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬・職位報酬・自社株取得目的報酬から構成される固定報酬と業績連動報酬である役員賞与によって構成されております。基本報酬は、全取締役に支給される基礎的な報酬であり、職位報酬は、職位に応じて支給される報酬であります。自社株取得目的報酬については、役員持株会を通じて自社株を購入し、株主との立場の共有を進め、株主価値を向上するためのインセンティブとして機能しております。業績連動報酬は、中期経営計画「TOKYOink 2027」の目標進捗に対する業績に基づく支給となっており、取締役（社外取締役を除く）へのインセンティブとして機能していません。

各取締役（社外取締役を除く）への報酬額は、支給基準や外部指標に照らしつつ個々の取締役（社外取締役を除く）の評価と水準を確認する報酬委員会での審議を活用することにより、客観性・透明性ある手続に従って行われております。当事業年度において当社取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額の決定過程における取締役会を4回、報酬委員会を6回それぞれ開催しております。

社外取締役の報酬は、社外の独立した客観的な立場から取締役の業務執行の妥当性について監督機能を担う職責と役割に鑑みて、金銭による基本報酬（固定報酬）のみとしております。

監査役の報酬は、監査役会で定めた内規に基づき、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、監査役全員の協議により決定しております。なお、監査役の報酬は、金銭による基本報酬（固定報酬）のみとしております。

② 当事業年度に係る報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	164 (14)	119 (14)	45 (-)	-	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	41 (25)	41 (25)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、2015年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止することを決議しております。同定時株主総会終結後、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同定時株主総会において決議いただいております。

なお、当事業年度において役員の手元退任はございません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として取締役（社外取締役を除く）に対して賞与を支給しております。業績連動報酬に係る指標としては、連結営業利益を採用しており、報酬委員会にてあらかじめ定められた算定方式に基づき、連結営業利益の水準に応じて固定報酬に対して0から4割程度の比重となる範囲で業績連動報酬総額が定まります。

営業利益は、まさに本業による利益をあらわすもので、取締役（社外取締役を除く）の活動の成果を直接的に反映する指標であり、経営成績の達成に向けて高いモチベーション効果をもたらすとともに、本業の営業活動や生産活動に対する大きな責任を表すものと考えております。

また、当事業年度より、当社のパーパスを踏まえた経営および業務上の取組みを適切に評価する観点から、業績連動報酬の評価要素に、パーパスに基づく取組状況に関する評価を新たに加えております。当該評価は、報酬委員会において総合的に審議され、その結果を踏まえて業績連動報酬の支給額に反映してまいります。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益が13億円、パーパス共感度目

標が50%であり、実績は営業利益22億1千7百万円、パーパス共感性が39.2%でした。指標である連結営業利益とパーパス共感性による支給基準から、当事業年度における取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬は4千5百万円です。

⑤ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑥ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額2億5千万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第150回定時株主総会において年額6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長・社長執行役員 堀川聡に対し、取締役（社外取締役を除く）の担当部門の業績等を踏まえた役員賞与に関する評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（社外取締役を除く）の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 小栗道乃氏の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田地 司	<p>当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席（出席率100%）し、他社での経営者としての経験と知見から社外取締役として適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、取締役の選解任を担う任意の委員会である指名委員会および取締役報酬の内容および方針の決定を担う任意の委員会である報酬委員会の委員として、取締役の人事・報酬の審議に携わり、他社での経営者としての経験と知見から、適宜必要な助言をいただいております。</p>
社外取締役	小栗 道乃	<p>当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席（出席率100%）し、弁護士立場から社外取締役として適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、取締役の選解任を担う任意の委員会である指名委員会および取締役報酬の内容および方針の決定を担う任意の委員会である報酬委員会の委員長として、取締役の人事・報酬の審議に携わり、弁護士としての経験と知見から、適宜必要な助言をいただいております。</p>
区分	氏名	出席状況、発言状況
社外監査役	富井 徹也	<p>当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回（出席率100%）、監査役会には18回中18回出席（出席率100%）し、社外監査役として行った監査の報告をし、社外監査役立場から適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、取締役報酬の内容および方針の決定を担う任意の委員会である報酬委員会の委員として、取締役の報酬に関する審議に携わり、社外監査役立場から適宜必要な助言をいただいております。</p>
社外監査役	伊東 義人	<p>当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回（出席率100%）、監査役会には18回中18回出席（出席率100%）し、社外監査役として行った監査の報告をし、社外監査役立場から適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、取締役の選解任を担う任意の委員会である指名委員会の委員として、取締役の人事に関する審議に携わり、社外監査役立場から適宜必要な助言をいただいております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、前事業年度の監査実績、監査時間および報酬額を確認した上で、社内関係部門ならびに会計監査人より聴取を行い、当事業年度の監査計画および監査予定時間ならびに報酬額の妥当性につき検討した結果、提示された会計監査人の報酬について同意しました。
4. 当社の重要な子会社のうち、東京インキ（タイ）株式会社および東京油墨貿易（上海）有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、現に契約している会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を説明いたします。

また、監査役会は、現に契約している会計監査人について、監査役会が定めた会計監査人评价指針に従い、会計監査人の品質管理、監査チームの独立性・専門性、監査の有効性・効率性、監査役とのコミュニケーションおよび不正リスク対応などを総合的に評価し必要があると判断した場合、その他必要と判断した場合には、当該会計監査人を不再任とすることに關する株主総会に提出する議案の内容を監査役会の決議により決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容ならびに当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 決定内容

- ・当社グループは、職務の執行が法令および定款に適合すること、かつ社会的責任やコンプライアンスを明確にするため、リスクマネジメント、コンプライアンス、安全衛生、品質、サステナビリティ、環境、BCPおよび情報セキュリティに関する各ガイドラインを定めており、その浸透に取り組む。
- ・当社グループは、「取締役会規程」、「決裁規程」、「組織規程」において「組織・分掌」および「責任・権限」を明確にする。
- ・当社グループは、コンプライアンス活動を推進するため、取締役会のもとにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
- ・当社は、取締役および監査役が出席する取締役会を開催し、会社の重要事項の決定を行う。
- ・当社は、社内取締役で構成されている経営会議を開催し、経営に関する重要事項および業務執行に関する審議を実施する。なお、経営会議には監査役が出席し、取締役の業務執行を監督する。
- ・当社グループは、「公益通報者保護規程」を制定し、会社業務の執行上の法令違反行為等の報告・相談窓口である「通報窓口」を社内および社外に設置する。
- ・当社グループは、会社法および金融商品取引法の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するために経営会議のもとに財務報告に係る内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
- ・監査部は、計画的に内部監査を行い法令遵守や業務適正の点検・改善を行う。なお、監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある場合、その対策を講じる。
- ・当社グループは、反社会的勢力に対して、その不当要求等の介入には警察等関連専門機関と連携し、毅然とした態度で対処する。

② 運用状況

- ・「取締役会規程」、「決裁規程」、「組織規程」等に基づき、意思決定に関する権限の明確化を図り、

適切な職務執行を確保するため、「組織・分掌」および「責任・権限」の内容について、適宜継続的な見直しを行っております。

- ・取締役会は、取締役6名（内、独立社外取締役2名）および監査役3名（内、社外監査役2名）の合計9名で構成されております。当事業年度において、「取締役会規程」および「決裁規程」に基づき、重要事項の決議および報告を実施するとともに、経営戦略等について協議を行っております。
- ・社内取締役4名で構成される経営会議は、取締役会への付議が必要な重要事項において、各事業の収益やリスク等の観点から検討し、取締役会が適切に判断可能な情報を取得するための事前審議、および経営や業務執行に関する報告を行っております。監査役3名（内、社外監査役2名）が出席し、適切な助言と意見を述べております。
- ・財務報告に係る内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備および運用状況の評価を実施することで、内部統制の有効性を確保しております。当委員会は、その評価結果を取締役会および経営会議に報告し、信頼性の確保に努めております。
- ・監査部は、法令遵守を前提に、業務の適正性を確保する観点から、内部監査を実施しております。また、内部監査を行った結果、是正・改善が必要な項目については、改善を提言し、該当部署から是正報告を受けております。
- ・国内では社内通報窓口および弁護士事務所を窓口とする社外通報窓口、ならびに監査役会への通報窓口の3つを設置し、海外では弁護士事務所を窓口とする公益通報窓口を設置しております。通報者が安心して通報できる環境を整備するため、公益通報窓口の名称を「東京インキ安心ホットライン」に変更するとともに、通報窓口を明記した携帯カードの配布等により、公益通報制度の利用促進に取り組んでおります。
- ・従業員に向けた規程・ガイドライン等に関する研修を実施し、法令遵守に基づいた業務を遂行する体制を整備しております。
- ・リスク・コンプライアンス委員会を設置し、従業員のコンプライアンス意識を継続的に醸成するため、当事業年度にeラーニング・動画による公益通報制度およびハラスメント等に関する研修を実施しております。また、毎年11月を「コンプライアンス強化月間」と定め、当事業年度においては公益通報に関するコンプライアンスストップメッセージの配信等の取り組みを継続的に実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 決定内容

- ・当社グループは、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」、「秘密情報管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」に基づいて、保存、管理する。取締役および監査役はこれらの情報を必要に応じて閲覧することができる。

② 運用状況

- ・取締役会議事録等の重要な書類について、「文書管理規程」等に基づき、取締役の職務執行の際に必要なに応じて常に閲覧可能な状態に保存、管理しております。また、秘密情報の取扱いについては、「秘密情報管理規程」に基づき、保存、管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 決定内容

- ・当社グループは、リスクマネジメントに関するガイドラインおよび「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、リスクの性質に応じた管理体制の構築・運用を図る。
- ・当社は、取締役会のもとにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、取締役会において選定された全社重要リスクについて把握・評価および適切な対応を行うことにより、リスクの未然防止およびリスク発生時の損失の最小化を図る。また、リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理の運営方針・運営計画に基づいて全社重要リスクの管理状況の報告を受け、適切な対応内容を四半期に1回以上、指示・監督機関である取締役会に報告を行う。
- ・災害等のリスク顕在化に備え、当社グループに適切な事業継続計画（BCP）を策定する。

② 運用状況

- ・重要度に応じたリスクを分類した上で、全社重要リスクの対応推進責任者としてリスクオーナーを定め、その補佐としてリスク管理責任者を置き、対応計画の策定等を行っております。
- ・当事業年度において中期経営計画「TOKYOink 2027」1年目として、5つの全社重要リスクの課題や対策の進捗状況について、リスク・コンプライアンス委員会から四半期毎に指示・監督機関である取締役会およびサステナビリティ経営推進委員会へ活動を報告し、リスクの低減に努めております。
- ・事業継続マネジメント（BCM）の一環として、各事業拠点毎に適切な事業継続計画（BCP）を策定し、必要に応じてBCP文書を更新しております。また、各事業および拠点におけるBCP訓練を定期的を実施しており、当事業年度は羽生工場において訓練を実施し、積極的な意見交換を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 決定内容

- ・当社は、定例の取締役会を原則として月1回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。
- ・当社グループは、経営上の重要事項については、経営会議の事前審議を経て、取締役会に上程し、決定する。
- ・当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」、「決裁規程」、「組織規程」を定め、「組織・分掌」および「責任・権限」の明示を行い、それぞれの責任および権限を明確化する。

② 運用状況

- ・取締役会事務局から事前に資料配付および重要決議事項の個別説明を実施する等の取り組みにより、取締役会における議論が効率的に行われる体制を整備しております。
- ・社内取締役によって構成される経営会議を開催し、取締役会に付議すべき重要事項の事前審議および業務執行に関する重要事項の審議を行っております。
- ・「取締役会規程」および「決裁規程」に基づき、「決裁基準」、「子会社決裁基準」を策定し、各決裁項目毎に決裁権者および該当する規程を明確に定めることで、決裁手続の効率化を図っております。また、稟議のワークフローシステムの活用により、意思決定の迅速化と手続きの透明性を図っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 決定内容

- ・当社グループにおける業務は、リスクマネジメント、コンプライアンス、安全衛生、品質、サステナビリティ、環境、BCPおよび情報セキュリティに関する各ガイドライン並びにその他規程に基づき適正に確保する。
- ・当社グループは、「関係会社管理規程」等に基づき子会社の管理を行い、当社が子会社から定期的に報告を受ける体制を整備する。
- ・監査役および監査部は、子会社を含めた当社グループ全体の業務遂行状況について監査を行う。

② 運用状況

- ・業務の適正を確保するための体制として、「関係会社管理規程」に基づき、適切な管理を行っております。当社取締役会において、「子会社決裁基準」に基づき、子会社の重要事項を決議しており、子会社の経営状況等に関しては、必要に応じて当社経営会議において子会社社長が当社の経営責任者とともに報

告を行っております。

- ・ 監査役および監査部は、当社グループにおける内部統制システム構築の基本方針に基づいた業務執行状況について、業務の適正が行われているか検証し、監査しております。
- ・ 従業員に向けた規程・ガイドライン等に関する研修を実施し、法令遵守に基づいた業務を遂行する体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 決定内容

- ・ 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。なお、当該補助使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

② 運用状況

- ・ 取締役会より職務を補助すべき使用人の要請を受けて、2026年4月1日より兼任スタッフ1名を設置しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 決定内容

- ・ 当社において監査役は、取締役会・経営会議・執行役員会・サステナビリティ経営推進委員会など社内の重要会議に出席する。
- ・ 当社グループの取締役および使用人は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他監査役と協議して定めた事項を監査役に速やかに報告する。また、監査役は、取締役および使用人に対し、前記報告以外に必要な応じて報告を求めることができる。
- ・ 当社グループでは、「公益通報者保護規程」を制定し、内部通報制度において使用人等が監査役に対して直接通報できる窓口を設置する。また、外部通報窓口に通報された情報は、監査役にも共有化される体制を構築している。
- ・ 当社グループは、監査役に対して報告を行ったことを理由として、当該報告者に不利な取扱いをすることを禁止する。

② 運用状況

- ・ 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、サステナビリティ経営推進委員会等社内の重要な会議に出席し、報告を受けております。
- ・ 前記以外に必要なに応じて求めた報告も速やかに報告を受けております。
- ・ 社内通報窓口および社外通報窓口に通報された情報が、監査役にも共有される体制を確認しております。また、監査役への報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制も確認しております。

(8) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 決定内容

- ・ 当社は、監査役職務の執行にあたり発生する費用について、当社の定められた手続に基づく監査役からの請求に従い、速やかに処理する。

② 運用状況

- ・ 監査役職務の執行にあたり発生する費用について、速やかに支払いが行われております。

(9) その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制

① 決定内容

- ・ 当社において監査役は、会計監査人との間および監査部との間で、定期的に意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。
- ・ 当社において監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人に対して説明を求め、それに対し取締役および使用人は速やかかつ適切な報告を行う。
- ・ 当社において監査役は、代表取締役社長および取締役との間で定期的に意見交換を行う場を設ける。

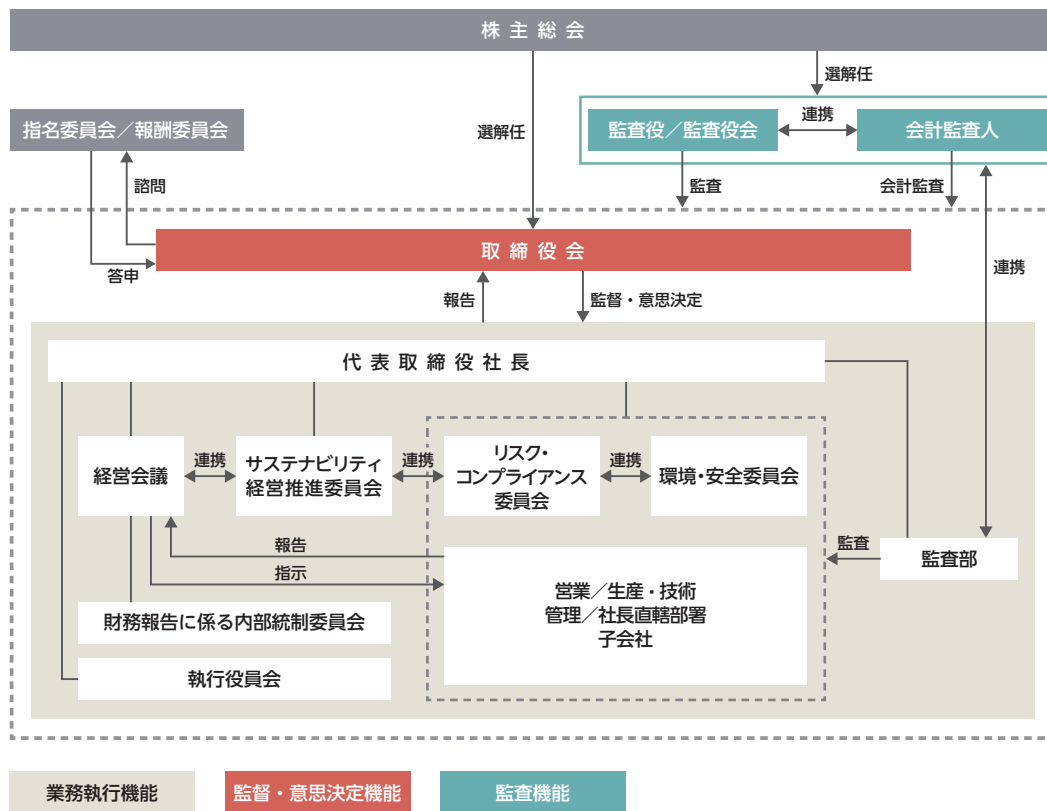
② 運用状況

- ・ 監査役は、会計監査人および監査部との間で定期的な会合を持ち、意見交換を行っております。
- ・ 稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧する仕組みが整備されております。
- ・ 社内取締役（代表取締役を含む）および社外取締役との定期的な会合を持ち、意見交換を行っております。

(ご参考)当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制については以下のとおりであります。

■ コーポレートガバナンス体制



7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値を中長期的に高めるために、持続的な成長が必要と考え、「資本効率の向上」、「強固な財務基盤の確保」、「株主還元」の3つのバランスを取ることを資本政策の基本としており、安定的かつ継続的な配当実施を基本方針としております。この基本方針を前提とし、配当性向40%以上またはDOE1.0%以上とする配当方針を策定しております。

剰余金の配当につきましては、中間および期末の年間2回の剰余金の配当を実施することとしております。また、当社は、定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、期末配当につきましては、従前どおり定時株主総会の決議によることといたしております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	31,159	流動負債	15,952
現金及び預金	4,231	支払手形及び買掛金	10,051
受取手形	249	短期借入金	1,400
電子記録債権	5,161	1年内返済予定の長期借入金	1,456
売掛金	10,829	リース債務	60
商品及び製品	5,129	未払法人税等	575
仕掛品	2,093	賞与引当金	469
原材料及び貯蔵品	3,043	役員賞与引当金	45
その他	428	未払消費税等	148
貸倒引当金	△7	未払費用	987
		その他	758
固定資産	22,514	固定負債	5,613
有形固定資産	12,397	長期借入金	3,195
建物及び構築物	5,363	リース債務	104
機械装置及び運搬具	3,382	繰延税金負債	2,052
工具、器具及び備品	374	退職給付に係る負債	98
土地	2,630	その他	162
リース資産	141	負債合計	21,566
建設仮勘定	504	純資産の部	
無形固定資産	679	株主資本	27,993
その他	679	資本金	3,246
投資その他の資産	9,436	資本剰余金	2,537
投資有価証券	5,413	利益剰余金	23,152
繰延税金資産	58	自己株式	△942
退職給付に係る資産	3,605	その他の包括利益累計額	3,899
その他	403	その他有価証券評価差額金	1,829
貸倒引当金	△43	為替換算調整勘定	971
		退職給付に係る調整累計額	1,098
資産合計	53,673	非支配株主持分	213
		純資産合計	32,106
		負債・純資産合計	53,673

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		49,926
売上原価		41,616
売上総利益		8,309
販売費及び一般管理費		6,091
営業利益		2,217
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	224	
出資金運用益	19	
為替差益	4	
貸倒引当金戻入額	3	
その他	81	336
営業外費用		
支払利息	57	
その他	42	99
経常利益		2,454
特別利益		
固定資産売却益	542	
投資有価証券売却益	505	1,048
特別損失		
固定資産除売却損	113	
減損損失	799	
投資有価証券評価損	10	923
税金等調整前当期純利益		2,579
法人税、住民税及び事業税	744	
法人税等調整額	△45	699
当期純利益		1,879
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		1,867

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,246	2,537	21,952	△387	27,348
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△667	－	△667
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	1,867	－	1,867
自己株式の取得	－	－	－	△554	△554
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	1,200	△554	645
当期末残高	3,246	2,537	23,152	△942	27,993

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	981	924	376	2,282	200	29,831
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△667
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	1,867
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△554
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	847	47	721	1,616	13	1,629
当期変動額合計	847	47	721	1,616	13	2,275
当期末残高	1,829	971	1,098	3,899	213	32,106

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	27,604
現金及び預金	1,366
受取手形	238
電子記録債権	5,045
売掛金	10,716
商品及び製品	4,995
仕掛品	2,095
原材料及び貯蔵品	2,776
前払費用	190
短期貸付金	157
その他	27
貸倒引当金	△4
固定資産	20,576
有形固定資産	9,993
建物	4,026
構築物	77
機械及び装置	2,915
車両運搬具	69
工具、器具及び備品	354
土地	1,909
リース資産	135
建設仮勘定	504
無形固定資産	668
ソフトウェア	339
その他	328
投資その他の資産	9,914
投資有価証券	5,412
関係会社株式	1,966
固定化営業債権	1
前払年金費用	2,000
その他	575
貸倒引当金	△43
資産合計	48,180

科目	金額
負債の部	
流動負債	15,559
電子記録債務	817
買掛金	9,022
短期借入金	1,400
1年内返済予定の長期借入金	1,456
リース債務	57
未払金	555
未払消費税等	110
未払法人税等	539
未払費用	986
賞与引当金	425
役員賞与引当金	45
預り金	58
設備関係電子記録債務	25
その他	57
固定負債	4,750
長期借入金	3,195
リース債務	100
繰延税金負債	1,310
資産除去債務	9
その他	134
負債合計	20,310
純資産の部	
株主資本	26,041
資本金	3,246
資本剰余金	2,522
資本準備金	2,511
その他資本剰余金	10
利益剰余金	21,214
利益準備金	475
その他利益剰余金	20,738
別途積立金	9,272
配当引当積立金	590
買換資産圧縮積立金	967
繰越利益剰余金	9,909
自己株式	△942
評価・換算差額等	1,829
その他有価証券評価差額金	1,829
純資産合計	27,870
負債・純資産合計	48,180

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		48,536
売上原価		40,882
売上総利益		7,653
販売費及び一般管理費		5,755
営業利益		1,897
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	224	
為替差益	27	
貸倒引当金戻入額	3	
その他	65	326
営業外費用		
支払利息	60	
その他	55	116
経常利益		2,107
特別利益		
固定資産売却益	542	
投資有価証券売却益	505	1,047
特別損失		
固定資産除売却損	100	
減損損失	799	
投資有価証券評価損	10	909
税引前当期純利益		2,246
法人税、住民税及び事業税	648	
法人税等調整額	△34	614
当期純利益		1,632

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	配当引当積立金	買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,246	2,511	10	2,522	475	9,272	590	990	8,921	20,249
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	△667	△667
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	△22	22	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	1,632	1,632
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△22	987	964
当期末残高	3,246	2,511	10	2,522	475	9,272	590	967	9,909	21,214

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△387	25,630	971	971	26,601
当期変動額					
剰余金の配当	—	△667	—	—	△667
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
当期純利益	—	1,632	—	—	1,632
自己株式の取得	△554	△554	—	—	△554
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	857	857	857
当期変動額合計	△554	410	857	857	1,268
当期末残高	△942	26,041	1,829	1,829	27,870

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

東京インキ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高野 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石黒 之彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京インキ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京インキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

東京インキ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高野 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石黒 之彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京インキ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第154期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、重点監査項目、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、重点監査項目、職務の分担に従い、WEB会議システムを活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等および有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

東京インキ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 富 井 徹 也 ㊟

常勤監査役 篠 田 直 幸 ㊟

監査役（社外監査役） 伊 東 義 人 ㊟

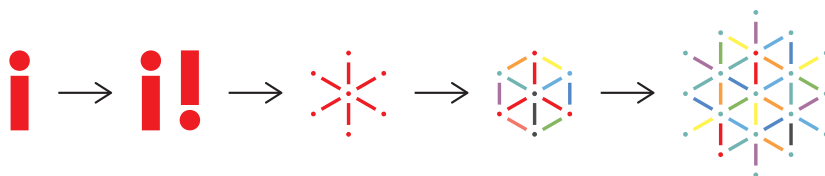
以 上

ロゴの「i」に込めた想い

TOKYO **i**nk

「i」を人に見立て赤にすることで価値を創造し続ける情熱とチャレンジ精神を表現しています。また、その赤を「東京インキレッド」と呼びます。

キービジュアルに込めた想い



「i=人」をモチーフに人と人とのつながりがシナジー効果を生み沢山の「!=ひらめき」を生む一人ひとり違う個性を持つお客様や従業員がつながり、挑戦していくことで、心おどるアイデアが生まれ、お客様、従業員、社会の人々と共に企業としても成長していくことを表現しています。

第154回定時株主総会動画配信のご案内



本株主総会当日の報告事項等の動画は、2026年7月上旬より以下の当社ホームページからご視聴いただけますので、ご活用ください。

定時株主総会動画

https://www.tokyoink.co.jp/ir/ir_library/general_meeting_document/

株主総会会場ご案内図

会場

アートホテル日暮里ラングウッド 2階 「朱鷺の間」

東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

問合せ先：東京インキ(株)総務部 (03) 5902-7651

交通

J R・京成電鉄「日暮里駅」

南口 徒歩約2分

日暮里・舎人ライナー「日暮里駅」

東口 徒歩約3分

徒歩約3分



アートホテル日暮里ラングウッド

※駐車スペースが限られておりますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

